

国家税務総局：割引額を増値税課税販売額より控除することの問題に関する通知
国税函[2010]56号

各省、自治区、直轄市和計画単列市国家税務局：

近時一部の地区より、納税者が割引方式を採用して貨物を販売し、同一発票上に販売額と割引額を明記し、割引額を発票の備考欄に注記している場合、販売額からの控除が認められるのかという問題の報告があった。検討を経て、ここに関連問題を一段と以下のとおり明確にする。

《国家税務総局：〈増値税の若干具体問題の規定〉の印刷公布に関する通知》（国税発[1993]154号）第二条第（二）項で「納税者が割引方式を採用して貨物を販売し、販売額と割引額が同一の発票上で区分して明記されている場合、割引後の販売額に応じて増値税を徴収することができる」と規定している。納税者が割引方式を採用して貨物を販売し、販売額と割引額が同一の発票上に区分して明記されているとは販売額と割引額が同一の発票上の「金額」欄が区分して明記されている場合、割引後の販売額に応じて増値税を徴収することができることを指す。同一の発票の「金額」欄に割引額を明記しておらず、発票の「備考」欄に割引額を注記して言うだけの場合、割引額は販売額から控除してはならない。

国家税務総局
二〇一〇年二月八日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）